

<p>件 名</p>	<p>令和9（2027）年度栃木県立高等学校入学者選抜要項について</p>
<p>提案理由等</p>	<p>県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条及び 栃木県学校通信教育に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第5号） 第8条の規定により、下記の要項について別紙のとおり定めるものである。</p> <p>「令和9（2027）年度栃木県立高等学校入学者選抜要項」</p>

令和9(2027)年度栃木県立高等学校入学者選抜要項

令和9(2027)年度栃木県立高等学校の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。
ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 全日制課程について

1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和9(2027)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当し、又は令和9(2027)年3月31日までに該当する見込みの者

2 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

3 入学者選抜の種類及び期日

入学者選抜の種類及び期日は、次のとおりとする。

選抜の種類	事項	期日 *注1	
全日制課程 (一般選抜及び特色選抜)	出願期間	令和9年1月29日(金)~2月8日(月)	
	出願変更期間	令和9年2月10日(水)、12日(金)	
	受検票交付期間	令和9年2月19日(金)~23日(火)	
	本 検 査	【学力検査】 (全ての出願者)	令和9年2月24日(水)
		【学校独自検査】 (特色選抜出願者)	令和9年2月25日(木)、26日(金) *注2
	追 検 査	【申請手続】	令和9年3月1日(月)
		【学力検査】 (全ての出願者)	令和9年3月8日(月)
【学校独自検査】 (特色選抜出願者)		令和9年3月9日(火)	
	合格者発表	令和9年3月12日(金)	
全日制課程 (再募集)	再募集出願期間	令和9年3月12日(金)~15日(月)	
	面接及び作文	令和9年3月17日(水)	
	再募集合格者発表	令和9年3月18日(木)	

*注1 海外帰国者・外国人等の入学者選抜における特別の措置の申請期間については4頁及び5頁、受検の際に配慮が必要な受検者についての申請期間については5頁を参照。

*注2 全日制課程の特色選抜における学校独自検査を一日で行う学校は、2月25日(木)に実施する。

4 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

5 本検査

(1) 一般選抜

各高等学校において、次に定めるところにより、一般選抜を実施する。

ア 出願

(ア) 1校1学科(系・科)限りとし、第2志望又は第3志望まで認める場合については、別に定める。

なお、定時制課程の一般選抜及びフレックス特別選抜、通信制課程の選抜(2月実施)との併願はできない。

(1) 出願に要する書類

- ① 入学願書
- ② 調査書
- ③ その他必要な書類

(ウ) 出願手続

出願手続等については、別に定める。

(エ) 出願変更

出願に要する書類の提出後において、出願先の高等学校、学科(系・科)を、1回に限り同じ課程の学校・学科(系・科)に変更することができる。

イ 選抜の方法

(ア) 学力検査

- ① 国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。
- ② 検査時間は、1教科当たり50分とし、学力検査の日程は次のとおりとする。

時間	9:35 ~10:25	10:50 ~11:40	12:05 ~12:55	13:50 ~14:40	15:05 ~15:55
教科	国語	数学	外国語(英語)	社会	理科

(1) 実技検査

別に定める高等学校・学科(系・科)において行う。

ウ 入学者の選抜

(ア) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。

(1) 調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び実技検査実施校における実技検査結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

なお、調査書の評定、学力検査及び実技検査実施校における実技検査の比重の置き方については、別に定める。

(2) 特色選抜

各高等学校において、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)及び出願するための資格要件等を明示した上で、次に定めるところにより、特色選抜を実施する。

ア 入学志願資格

一般選抜に出願し、且つ、志願する高等学校が別に定める資格要件を満たす者とする。

イ 募集定員に占める割合

別に公示する学校・学科(系・科)の募集定員の50パーセントを上限とし、学校・学科(系・科)ごとに定めるものとする。

ウ 出願

(ア) 一般選抜と同一校同一学科(系・科)とする。

なお、一般選抜で第2志望又は第3志望まで認める場合については、一般選抜における第1志望の学科(系・科)とする。

- (イ) 出願に要する書類
一般選抜の出願に要する書類に加え、自己表現シートを提出するものとする。
- (ウ) 出願手続
出願手続等については、別に定める。
- (エ) 出願変更
出願に要する書類の提出後において、出願先の高等学校、学科(系・科)を変更することはできない。一般選抜の志願先を変更する場合には、特色選抜の出願は取り下げることになる。

エ 選抜の方法

- (ア) 学力検査
国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行い、一般選抜で実施する学力検査をもってこれに代える。
- (イ) 学校独自検査
各高等学校は、高等学校長の判断により、面接、作文、プレゼンテーション及び実技等、各学校・学科(系・科)の特色に応じて独自に設定した方法による検査(以下「学校独自検査」という。)を行う。自己表現シートは、学校独自検査における参考資料として活用する。

オ 入学者の選抜

各高等学校は、入学志願資格を満たす者のうち、一般選抜における学力検査、学校独自検査の結果、調査書及びその他必要な書類等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。入学者の選抜においては、第1次選抜で特色選抜受検者を対象とし、第2次選抜で特色選抜合格者を除く全ての受検者を対象とする。

なお、調査書の評定、学力検査及び学校独自検査の比重の置き方については、別に定める。

6 追検査

- (1) 対象者
本検査(一般選抜及び特色選抜)に出願した者のうち、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に別室での受検ができなかった者で、且つ、追検査の受検を希望する者。
- (2) 申請手続
追検査の受検を希望する場合は、中学校長を経由して、本検査の出願先の高等学校長まで追検査申請書に医師の診断書等を添えて申請する。
- (3) 選抜の方法
本検査に準ずる。
なお、学力検査は本検査と同程度の問題を用いて実施する。
- (4) 入学者の選抜
本検査に準ずる。
なお、当該高等学校の募集定員に含め、本検査と併せて合格者を発表する。

7 再募集

本検査及び追検査において、合格者数が定員を満たしていない高等学校において再募集を実施する。

- (1) 入学志願資格
第1の1に該当する者のうち、次の①②の二つの要件を満たす者とする。
 - ① 県内公立高等学校入学者選抜で合格していない者
 - ② 国立(高等専門学校を含む)、私立高等学校への入学手続をしていない者
- (2) 出願に要する書類
 - (ア) 入学願書
 - (イ) 調査書
 - (ウ) その他必要な書類

- (3) 選抜の方法
面接及び作文を行う。
 - (4) 入学者の選抜
 - (ア) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
 - (イ) 調査書、面接及び作文の結果等を資料とし、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。
- 8 海外帰国者・外国人等の入学者選抜における特別の措置について
- (1) 海外帰国者の特別の措置について
 - ア 対象となる選抜
全日制課程の全ての学校・学科(系・科)の一般選抜(本検査、追検査)を対象とする。
なお、全日制課程の特色選抜を志願する場合には、一般選抜における特別の措置を踏まえた検査結果を選抜の資料とする。
 - イ 入学志願資格
 - (ア) 保護者等の海外転勤等に伴い海外から帰国した者で、原則として、帰国後2年以内、且つ、外国における在住期間が継続して2年以上の者とする。
※ 外国における在住期間が長期の場合、帰国後3年以内とする。
 - (イ) 帰国後の期間を考える際の基準日は、当該年度の2月1日現在とする。
 - ウ 募集定員
定員は特に定めず、別に公示する当該学科(系・科)の募集定員に含める。
 - エ 選抜の方法
 - (ア) 国語、数学、外国語(英語)の一般選抜学力検査及び面接を行う。
 - (イ) 上記(ア)に加え、高等学校長の判断により、以下の検査を実施することができる。
 - ・ 作文又は小論文
 - オ 申請期間
特別の措置を希望する入学志願者の在籍する中学校長等は、令和8(2026)年9月14日(月)から10月13日(火)までに栃木県教育委員会事務局に申請する。
なお、申請手続等については別に定める。
 - カ 検査日
本検査、追検査の一般選抜学力検査日と同一とする。
ただし、面接等は本検査、追検査それぞれの実施期間において、高等学校長の定める日時に実施することもできる。
 - (2) 外国人等の特別の措置について
 - ア 対象となる選抜
第1の8の(1)のイに準ずる。
 - イ 入学志願資格
 - (ア) 外国人等(日本国籍及び二重国籍を含む)で、原則として、入国後の在留期間が通算で6年以内の者とする。
 - (イ) 入国後の在留期間を考える際の基準日は、当該年度の2月1日現在とする。
 - ウ 募集定員
定員は特に定めず、別に公示する当該学科(系・科)の募集定員に含める。

エ 選抜の方法

一般選抜学力検査、学校独自検査及び作文の問題用紙及び解答用紙の漢字については、ふりがなを付す配慮(以下、「ルビ振りの配慮」という。)を行う。

また、問題用紙の拡大も併せて行う。

(ア) 数学、外国語(英語)の一般選抜学力検査及び面接を行う。

※ ただし、高等学校長の判断で、数学、外国語(英語)の一般選抜学力検査に代え、数学、外国語(英語)の学校独自検査を実施することができる。

(イ) 上記(ア)に加え、高等学校長の判断で、以下の検査を実施することができる。

- ・ 作文
- ・ 国語の学校独自検査

オ 申請期間

特別の措置を希望する入学志願者の在籍する中学校長等は、令和8(2026)年9月14日(月)から10月13日(火)までに栃木県教育委員会事務局に申請する。

なお、申請手続等については別に定める。

カ 検査日

本検査、追検査の一般選抜学力検査日と同一とする。

ただし、面接等は、本検査、追検査それぞれの実施期間において、高等学校長の定める日時に実施することもできる。

9 入学者選抜における配慮が必要な受検者について

障害や病気等によって、一般の受検者と同等の条件で受検が困難な受検者に対し、高等学校長は、保健室等の他の適当な場所で受検させるなどの配慮をする。

ア 学力検査問題に直接関わる配慮

学力検査問題に直接関わる配慮を希望する入学志願者の在籍する中学校長は、志願者の氏名、障害の状況、程度等について、栃木県教育委員会事務局に申請する。申請期間は令和8(2026)年9月14日(月)から10月13日(火)までとする。

なお、申請手続や配慮事項の決定等については別に定める。

イ ア以外の配慮

ア以外の配慮を希望する入学志願者の在籍する中学校長は、令和8(2026)年11月中旬から12月中旬までに志願先高等学校長に連絡して協議する。

第2 定時制課程について

1 入学志願資格

第1の1に準ずる。

2 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

3 入学者選抜の種類及び期日

入学者選抜の種類及び期日は、次のとおりとする。

選抜の種類	事項	期日 *注3	
定時制課程 (一般選抜及びフレックス 特別選抜)	出願期間	令和9年1月29日(金)~2月8日(月)	
	出願変更期間	令和9年2月10日(水)、12日(金)	
	受検票交付期間	令和9年2月19日(金)~23日(火)	
	本 検 査	【学力検査】 (一般選拔出願者)	令和9年2月24日(水)
		【面接】 (一般選拔出願者)	令和9年2月25日(木)、26日(金) *注4
		【面接及び作文】 (フレックス特別選拔出願者)	令和9年2月24日(水)~26日(金) *注5
	追 検 査	【申請手続】	令和9年3月1日(月)
		【学力検査】 (一般選拔出願者)	令和9年3月8日(月)
		【面接】 (一般選拔出願者)	令和9年3月9日(火) *注4
		【面接及び作文】 (フレックス特別選拔出願者)	令和9年3月8日(月)、9日(火) *注5
	合格者発表	令和9年3月12日(金)	
定時制課程(再募集)	再募集出願期間	令和9年3月12日(金)~15日(月)	
	面接及び作文	令和9年3月17日(水)	
	再募集合格者発表	令和9年3月18日(木)	

*注3 海外帰国者・外国人等の入学者選抜における特別の措置の申請期間については9頁、受検の際に配慮が必要な受検者についての申請期間については9頁を参照。

*注4 定時制課程の一般選抜については、学力検査と面接を一日で行う場合もある。

*注5 定時制課程のフレックス特別選抜の日程は、当該高等学校長が本検査実施期間内において別に定める。

4 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

5 本検査

(1) 一般選抜

各高等学校において、次に定めるところにより、一般選抜を実施する。

ア 出願

- (ア) 1校1学科限りとする。第2志望又は第3志望までの部を認める場合については、別に定める。
なお、全日制課程の一般選抜及び特色選抜、通信制課程の選抜(2月実施)との併願はできない。

(1) 出願に要する書類

- ① 入学願書
- ② 調査書
- ③ その他必要な書類

(ウ) 出願手続

出願手続等については、別に定める。

(エ) 出願変更

出願に要する書類の提出後において、出願先の高等学校、学科(部)を、1回に限り同じ課程の学校・学科(部)に変更することができる。

イ 選抜の方法

(ア) 学力検査

- ① 全日制課程の学力検査と同一日程同一問題で、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

ただし、高等学校長の判断により、学力検査を国語、数学及び外国語(英語)の3教科にすることができる。

また、出願者が満20歳以上の者(令和9(2027)年3月31日現在)については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。

- ② 検査時間は、1教科当たり50分とし、学力検査の日程は次のとおりとする。

時間	9:35 ~10:25	10:50 ~11:40	12:05 ~12:55	13:50 ~14:40	15:05 ~15:55
教科	国語	数学	外国語(英語)	社会	理科

(イ) 面接

個人面接を行う。

ウ 入学者の選抜

- (ア) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。

- (1) 調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

なお、調査書の評定、学力検査及び面接の比重の置き方については、別に定める。

(2) フレックス特別選抜

フレックス・ハイスクールにおいて、次に定めるところにより、一般選抜に加え、フレックス特別選抜を実施する。

ア 募集定員に占める割合

別に公示する学校・学科(部)の募集定員の50パーセントを上限とし、学校・学科(部)ごとに定めるものとする。

イ 出願

- (ア) 志願するフレックス・ハイスクールに設置された複数の部を志願することができる。

ただし、一般選抜とフレックス特別選抜を併せて出願する場合には、同一校・同一学科とし、且つ、複数の部を志願する場合は、志望する部の順は同一とする。

なお、フレックス特別選抜のみ出願することができる。

(イ) 出願に要する書類

フレックス特別選抜を志願する者は、以下の書類を提出する。

ただし、定時制課程の一般選抜を併せて志願する者は、一般選抜の出願に要する書類をもってこれに代え、自己表現シートのみ提出する。

- ① 入学願書
- ② 調査書
- ③ 自己表現シート

(ウ) 出願手続

出願手続等については、別に定める。

(エ) 出願変更

出願に要する書類の提出後において、出願先の高等学校、学科(部)を変更することはできない。一般選抜の志願先を変更する場合には、フレックス選抜の出願は取り下げることになる。

ウ 選抜の方法

学力検査は行わず、面接及び作文をもってこれに代える。

なお、定時制課程の一般選抜を併せて志願する者の面接については、フレックス特別選抜における面接をもってこれに代える。

(ア) 面接

個人面接を行う。

(イ) 作文

当該高等学校長が別に定める。

エ 入学者の選抜

調査書、自己表現シート、面接及び作文の結果等を資料とし、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。入学者の選抜においては、原則、第1次選抜でフレックス特別選抜受検者を対象とし、第2次選抜でフレックス特別選抜合格者を除く全ての受検者を対象とする。

6 追検査

(1) 対象者

本検査(一般選抜及びフレックス特別選抜)に出願した者のうち、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に別室での受検ができなかった者で、且つ、追検査の受検を希望する者。

(2) 申請手続

全日制課程の追検査に準ずる。

(3) 選抜の方法

全日制課程の追検査に準ずる。

(4) 入学者の選抜

全日制課程の追検査に準ずる。

なお、当該高等学校の募集定員に含め、本検査と併せて発表する。

7 再募集

本検査及び追検査において、合格者数が定員を満たしていない高等学校において再募集を実施する。

(1) 入学志願資格

全日制課程の再募集に準ずる。

(2) 再募集の実施

全日制課程の再募集に準ずる。

(3) 出願に要する書類

全日制課程の再募集に準ずる。

- (4) 選抜の方法
全日制課程の再募集に準ずる。
- (5) 入学者の選抜
全日制課程の再募集に準ずる。
- 8 海外帰国者・外国人等の入学者選抜における特別の措置について
- (1) 海外帰国者の特別の措置について
- ア 対象となる選抜
定時制課程の全ての学校・学科(部)の一般選抜(本検査、追検査)を対象とする。
- イ 入学志願資格
全日制課程の海外帰国者の入学者選抜における特別の措置に準ずる。
- ウ 募集定員
全日制課程の海外帰国者の入学者選抜における特別の措置に準ずる。
- エ 選抜の方法
- (ア) 面接を行う。
- (1) 上記(ア)に加え、高等学校長の判断により、以下の検査を実施することができる。
- ・ 作文又は小論文
 - ・ 国語、数学、外国語(英語)の一般選抜学力検査
- ※ 高等学校長が必要に応じて実施する教科を定める。
- オ 申請期間
全日制課程の海外帰国者の入学者選抜における特別の措置に準ずる。
- カ 検査日
全日制課程の海外帰国者の入学者選抜における特別の措置に準ずる。
- (2) 外国人等の特別の措置について
- ア 対象となる選抜
第2の8の(1)のアに準ずる。
- イ 入学志願資格
全日制課程の外国人等の入学者選抜における特別の措置に準ずる。
- ウ 募集定員
全日制課程の外国人等の入学者選抜における特別の措置に準ずる。
- エ 選抜の方法
一般選抜学力検査、学校独自検査及び作文の問題用紙及び解答用紙の漢字については、ルビ振りの配慮を行う。
また、問題用紙の拡大も併せて行う。
- (ア) 面接を行う。
- (1) 上記(ア)に加え、高等学校長の判断により、以下の検査を実施することができる。
- ・ 作文
 - ・ 国語の学校独自検査
 - ・ 数学、外国語(英語)の一般選抜学力検査、又は、数学、外国語(英語)の学校独自検査
- ※ 高等学校長が必要に応じて実施する教科を選択する。
- オ 申請期間
全日制課程の外国人等の入学者選抜における特別の措置に準ずる。
- カ 検査日
全日制課程の外国人等の入学者選抜における特別の措置に準ずる。
- 9 入学者選抜における配慮が必要な受検者について
第1の9に準ずる。

第3 通信制課程について

1 入学志願資格

入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、第1の1のいずれかに該当する者とする。

2 入学者選抜の種類及び期日

入学者選抜の種類及び期日は、次のとおりとする。

選抜の種類	事項	期日 *注6
通信制課程（2月実施）	出願期間	令和9年1月26日（火）～2月2日（火）
	受検票交付期間	令和9年2月4日（木）～2月5日（金）
	面接	令和9年2月6日（土）、7日（日） *注7
	合格者発表	令和9年2月8日（月）
通信制課程（3月実施）	出願期間	令和9年3月12日（金）～19日（金）
	受検票交付期間	令和9年3月23日（火）～24日（水）
	面接	令和9年3月25日（木）、26日（金） *注8
	合格者発表	令和9年3月29日（月）

*注6 受検の際に配慮が必要な受検者についての申請期間については10頁を参照。

*注7 面接を一日で行う学校は、2月6日（土）に実施する。

*注8 面接を一日で行う学校は、3月25日（木）に実施する。

3 選抜の方法

学力検査を行わず、面接をもってこれに代える。

4 入学者の選抜

(ア) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。

(イ) 調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

5 入学者選抜における配慮が必要な受検者について

第1の9のイに準ずる。

《参考》

令和9年度入学者選抜から適用する栃木県立高等学校入学者選抜の方針を次のように定める。

令和7（2025）年6月13日

栃木県教育委員会

栃木県立高等学校入学者選抜の方針

- 1 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- 2 全日制課程においては、一般選抜及び特色選抜を行うものとする。一般選抜においては、学力検査及び実技検査を実施する高等学校においては実技検査を、特色選抜においては、学力検査及び高等学校が独自に設定した方法による検査を行うものとする。
- 3 定時制課程においては、一般選抜及びフレックス特別選抜（フレックス・ハイスクールに限る）を行うものとする。一般選抜においては、学力検査及び面接を、フレックス特別選抜においては、面接及び作文を行うものとする。
- 4 通信制課程においては、面接による選抜を行うものとする。
- 5 選抜に際しては、第2項から第4項までに規定する各課程の検査の結果に加え、中学校長から送付された調査書その他必要な書類等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。
- 6 中高一貫教育に係る併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒に対する入学者の選抜は行わないものとする。
- 7 第2項及び第3項に規定する全日制課程及び定時制課程における選抜に係る検査については、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に受検できなかった者を対象とし、追検査を行うものとする。
- 8 入学志願者が募集定員に満たない場合は、再募集を行うものとする。

付 記

- 1 この選抜の方針は、令和9年度県立高等学校入学者選抜から適用する。